

お客様各位

ヤマトフィナンシャル株式会社

印紙税に係る消費税ご請求のお願い及び印紙代金額基準の変更について（再度ご案内）

平素は、当社決済サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、本年6月に「消費税率引き上げ及び軽減税率制度の開始に伴うご案内」の中で告知いたしました通り、10月1日より当社決済サービスご利用時の収入印紙に係るご請求額並びに印紙代をご負担頂く金額基準について、下記の通り変更させていただきました事を改めてご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧の程、何卒宜しくごお願い申し上げます。

1. 印紙税に係る消費税ご請求のお願いについて

「宅急便コレクト」の代金引換時に発行する「領収証」に必要な収入印紙200円は当社が税務署に納税しており、消費税の課税対象外となっております。一方で貴社にご負担頂く際の印紙税に相当する印紙代相当額200円は税法上消費税の課税対象（消費税法基本通達10-1-4）となり、当社では200円（内税）を186円の収入と14円の消費税（税率8%）として取り扱い、2019年9月まで消費税を当社が負担をしておりましたが、2019年10月1日発送分より印紙代相当額200円に加えて消費税20円（税率10%）をご請求させて頂いておりますので、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

<9月まで 税率8%>



<10月より 税率10%>



○当該ご請求に伴い、精算書等に記載の印紙代の表記を「印紙代相当額」へと変更しました。

2. 消費税率引き上げ後の印紙代の金額基準変更について

「宅急便コレクト」の代金引換時に発行する「領収証」に係る印紙代は消費税率の引き上げに伴い2019年10月1日発送分より、貴社にご負担頂く金額基準が下記の通り変更となりました。

2019年9月30日発送まで(税率8%)		→	2019年10月1日以降発送(税率10%)	
代金引換額(税込金額)	印紙代		代金引換額(税込金額)	印紙代相当額
54,000円未満	0円	55,000円未満	0円	
54,000円以上	200円	55,000円以上	200円+消費税	

本ご案内に関するお問い合わせにつきましては下記サービスセンター宛、並びにメールアドレスにご連絡いただきますようお願いいたします。

ヤマトフィナンシャル株式会社 カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル：0120-69-5090 電話：03-6671-8080（受付時間 9：00～18：00）

E-mail:payment@kuronekoyamato.co.jp

以上